

30年でも50年でも、いま田代先生がおっしゃったように、資本投下に対応するような効果が上がればいいし、その間に回収したものであれば、それで満足してよろしいという論理が成り立つ。

土地改良のように公費負担の部分があるときは、永久改良的なものを当事者サイドには残さなくていいだろう、これがさっきの私のいいたいことだ。

(8) 残存効果カットの論理

入沢 そういう場合には、たとえば60年以降効果が残るとすれば、かりに新しくモデル計算する場合、はじめから割り引いて問題にしない、要するにどこまでエフィシエンシーがあるかということは、計算しないという割り切り方か。

稲本 まったく計算しない。60年まではいい。

入沢 現実的な処理のしかたとしては、ある一定期間内における有益費の問題は議論するが、それ以上あった場合はゼロとみなす。そのためにあらかじめ、総増価額から一定の部分を差引いておいて、差引いた残額が現実的な増価額であるという計算はできないか。

要するに耐用年数の考え方というのは、一定の割り切り方があるわけでしょう。耐用年数を超えるようなものについては、これは再開発かもしれないし、そのときはまた再計算でもいいと書いてあるけれども、そういうことを想定しないで一定の割り切り方で、それ以上エフィシエンシーはないんだというふうにして、しかしないとはいいきれないんで、増価額の計算からそのまま差引いておいて、残った額がそもそもリアルな増価額だという考え方、それはまたとくに、さっき稲本先生が、その地主だけでなく、地域全体に波及的效果があるとおっしゃったけれども、地域全体に波及効果があるのであれば、ますますその部分は共益費的な感じになって、増価額から引いても、理屈として成り立つのではないか。

田代 その額が事前に特定されない。

入沢 その額を特定すべきかどうかというのが、制度論としての割り切り方の問

題になってくるのではないか。そもそも割引率にしても耐用年数にしても、過去のいろんな経験からして、割り切って決めたものだね。同じような割り切り方が制度としてできないか。

梶井 さっきの中江さんのあれでいうと、最後の3万円なり5万円なりはゼロになる……。

入沢 そうだ。

梶井 ずっと3万円なり5万円を引こうという考え方だね。

入沢 現実的な処理のしかたは、ある一定のところで割り切ってつくらないと、制度論として、こういうふうにしなさいという指導方針が書けないような感じがするものだから……。

稲本 入沢さんのおっしゃることと私がさっきいったこととは、共通している面と、結果的に哲学として違う面がある。私はさきほど法律家的な言い方をして、すなわち当事者の間の公平の問題は、永久改良60年ということで、公平は実現されたといってよろしいという立場だ。

梶井 残ってないという考え方に立とうということだね、永久的改良とはいっても。

稲本 ええ、こちらサイドとしては。

梶井 60年なら60年でチョンにしてしまおうじゃないか……。

稲本 残っているとしたら、地域一般——というのはちょっとあいまいだけれども、だいたい国の投資というのはそういう性格を必ずもっているから、そういうところで実現されていると思えば、恨みっこなしで……。ただそれを差引いてということになると、それはまたちょっと考え方が変わってくる。

梶井 意味が違ってくるね。

入沢 公平の原則をどこまで貫くかということの理解の問題だと思う。徹底的に追求しなくちゃいかんということになると、なかなか難しいんで、もし残存収益みたいなものが相当あるという認識にたてば、計算できないから、一定の割引率を想

定して差し引いておくことが、むしろ必要になるのではないか。60年でそのあとはゼロなんだという考え方に立てば、それはそれで一つの計算法になる。

稲本 私はそちらのほうを、この研究会で考えている。

梶井 永久的改良というのを立てないで、永久と思われるやつも、何十年かの減価却資産と考えるということだね。

稲本 そうだ。

(9) 増価額の法規範

玉井 たしかめておきたいが、そもそも有益費の償還請求というのは、本人が投資したものの回収になるけれども、その投資回収をどういう中身としてとらえるかは別にして、完全に投資回収が終わってしまえば、もはや小作人は償還請求をする必要もないし、できないんだという考え方でよいか。

稲本 民法上は、それでよろしいと思う。

玉井 そういう考え方をとれば、たとえば永久的改良であっても、投資回収が完全に終わった時点では、もはや請求権がないんだ、そういう意味ではそれは無限でなく、事業によって多少違うかもしれないが、あるものは50年、あるものは60年かかるかもしれないし、あるものは非常に効率がよくて、30年で完全に投資回収が終わってしまうということがあって、その辺が一つのメドとして決まるということか。そういうことを抜きにして、例えばここでは60年と書いてあったが、60年がいいのか、50年がいいのかという問題の判断の基準は、どう考えたらよいか……。

稲本 それは土地改良法が、増価額と書いてあるからだ。だから60年とみなすということをおこなわなければならない。そう書いてなければ、自分が投下したものを回収できればよいはずだ。それを私は举证責任の問題としてメモでは述べた。

玉井 土地改良法も民法の有益費償還請求だから、民法上償還請求権が消えていけば、増価額は残っていても、土地改良法の償還請求だって、もともと請求権がないんだから請求はできないという論理にはならないのか。